

留学生の在籍確認

● 年に2回、国際室（A206）で在籍確認簿に署名をしてください

大学が留学生の在籍を確認するため、2017年度から年に2回、在籍確認期間を設けました。

留学生の皆さんは、5月と11月の決められた期間に、国際室（A206）の窓口で在籍確認簿に署名をしてください。

在籍が確認できないと、大学に来ていないものとされ、最終的には入国管理局に報告することがあります。この期間内に必ず窓口に来て、署名をしてください。

2019年度 在籍確認期間

前期： 5月7日(火)～5月16日(木)

後期： 11月5日(火)～11月15日(金)

※ 在籍確認期間内に署名がなかった場合は…

在籍期間内に署名がなかった場合は、国際室から留学生と指導教員の先生に、在籍未確認の連絡メールが送付されます。留学生はすぐに指導教員の先生に連絡を取ってください。
1か月以上確認ができない留学生には、大学から再度メールが送付されることになります。

心配なこと、問題がある場合は、すぐに指導教員に相談してください

日本で生活していると、病気や学修上の困難、ことばの問題、人間関係等で様々な悩みやストレスを感じことがあります。その場合は、すぐに指導教員の先生、グローバルセンターの先生に相談に行きましょう。問題の解決に向けて、保健センターやカウンセリングルームと協力していくこともできます。困ったときは、一人で問題を抱え込まないで、まずは相談してください。

5月の在籍確認の際に、あわせて以下の書類を国際室窓口に提出してください。

- 在留カード（両面）のコピー
- パスポートのコピー

<注意> ご自分で生協やコンビニエンスストア等でコピーをとったものを持って来てください。
国際室窓口ではコピーはとりません。